

平成30年4月創設!!

小郡都市核へのオフィス進出を支援します!!

小郡都市核へオフィス等の集積を促進することにより、本市経済の活性化、雇用機会の創出、産業交流拠点としての機能の充実・強化を図るため、小郡都市核においてオフィス等を開設する企業に対し支援を行います。

※期間：平成30年（2018年）4月1日～平成33年（2021年）3月31日

①補助内容・限度額

■オフィス等支援補助金

内 容：事業所賃借料の1／2を3年間交付

限度額：120万円／年

■オフィス等雇用促進補助金

内 容：常用従業員のうち、新規雇用従業員1人につき20万円、
転勤者1人につき10万円交付（※ただし、山口市の住民に限る）

限度額：100万円／社（1回限り）

②対象地域

■小郡都市核

小郡都市核：「山口・小郡都市核づくりマスタープラン」に定める区域

③主な要件等

対象者	本市に支店・営業所等を新たに開設する法人
対象業種	事業者が自らの事業に係る事務処理業務や営業活動拠点等として使用する施設であって、以下の事業以外のもの <ul style="list-style-type: none">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業宗教活動又は政治活動を目的とする事業不特定多数の個人を対象にオフィス等で物品や役務、サービス等を提供する事業その他市長が要綱の目的に合致しないと認める事業
交付要件	<ul style="list-style-type: none">法人の主たる事業を継続して3年以上営んでいること事業所で業務を行う<u>常用従業員の数が5人以上</u>であること事業所の<u>延床面積が30平方メートル以上</u>であること市税の滞納がないこと

補助金交付までの手続の流れ



【お問い合わせ先】

山口市経済産業部 産業立地推進課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL 083-934-2813 / FAX 083-934-2961 / Email sangyo-r@city.yamaguchi.lg.jp